▼書評

北村陽子著『戦争障害者の社会史――二〇世紀ドイツの経験と福祉国家――』

（名古屋大学出版会、二〇二一年二月、三六六頁、五四〇〇円＋税）

林田敏子

戦争障害者は国家に身を捧げた英雄として戦死者に次ぐ地位を付与される一方、究極の英雄たる戦死者が味わうことのなかった苦難を戦後も長く経験した。国家や他者への依存を前提に生きざるを得ない彼らは、社会の周縁に追いやられただけでなく、ときに家族のなかでも孤立した。とりわけ両大戦の敗戦国たるドイツにおいては、戦争障害者は忘れ去りたい「過去」の象徴でもあった。本書は、「労働による自立」原則を柱とする戦争障害者支援が、社会的弱者救済のための福祉施策として国家化されるプロセスのなかに、ドイツの社会国家の生成過程を読み解いたものである。強力な破壊兵器の導入と長期戦・消耗戦に特徴づけられる両大戦期に急増した戦争障害者に焦点をあてることで、彼らに対する公的支援のあり方、その基盤となった思想や社会の価値規範が浮き彫りにされる。第四三回サントリー学芸賞〔思想・歴史部門〕の受賞作品となった本書に、スケールの大きさ、視点の斬新さが備わっていることは言うまでもないが、緻密かつ誠実な史料分析の上に重ねられていく議論には、読む者を圧倒する力がある。ドイツ史が専門ではない評者には文字通り「手に余る」大作であるが、まずはその概要を記した上で本書の意義と論点を提示してみたい。

本書は三部構成となっており、Ⅰ部（第一～二章）は第一次世界大戦まで、Ⅱ部（第三～五章）は戦間期、Ⅲ部（第六～終章）は第二次世界大戦とその後を扱っている。第一章では戦争犠牲者支援の歴史が第一次世界大戦前史として整理される。著者によると公的援助の起源は一八五〇年にプロイセン王国で出された兵士遺家族支援法まで遡ることができ、一九〇六年の軍人年金法で就労不能度と関連づけた規定が導入された。労災保険の基準を援用した同法の施行によって、戦闘行為に伴う負傷が公的補償の対象となり、戦争障害者支援が開始される。第一次世界大戦に焦点をあてた第二章では、戦闘力維持のために傷病兵の再起用（リサイクル）の必要性が認識され、これがのちの「労働による自立」思想へとつながっていったことが明らかにされる。再起用／自立を目的とした補償制度は、義肢の提供、職業訓練、就労斡旋といった複合的な支援システムを生み出したものの、当初から精神疾患の認定には消極的な姿勢がみられた。

第三章が対象とするのは第一次世界大戦期に設立された除隊者および戦争犠牲者組織の動向で、党派別に設立されるなど政治的な分断を特徴としていた。ナチ党の躍進によって左派政党系の組織が非合法化され、ナチ戦争犠牲者援護（NSKOV）への合一が図られるなど、政治情勢の変化に伴う再編が繰り返された。第四章では、戦争障害者に注がれる社会のまなざしと戦争障害者の自己認識が焦点化される。家族の扶養者としての役割を完遂できない戦争障害者は、社会のなかで周縁化され、ときに家族とも衝突した。身体的な「男らしさ」を喪失することで、「去勢」され、「女性化」された戦争障害者が、敗戦というネガティヴ・イメージの体現者でもあったことが説得力をもって示されている。第五章が焦点をあてるのは社会国家システムの基盤となった一九二〇年の全国

援護法である。同法は国民軍の理想である平等原則を前提に、軍隊内の階級に関係なく、就労不能度で受給基準を鑑定しようとするものであった。就労不能度の基準が厳格化されるインフレ期以降、戦争障害者は職の確保と年金受給という二重の利得者、社会の厄介者として周縁化され、不満を募らせた戦争障害者がナチ党に取り込まれる現象も生じた。

第六章では、「民族共同体」の不適格者が排除されたナチ党統治期に焦点があてられる。ナチ党は障害者差別政策を押し進める一方、戦争障害者を「第一の市民」として称揚し、政治的プロパガンダに活用した。この時期も「労働による自立」原則が踏襲され、労働過程への再編入と「民族共同体」への包摂が目指されたが、その「実現」には程遠かった。第七章では、戦後の非ナチ化のプロセスが描かれる。一九四五年に戦争犠牲者援護法はすべて停止され、ＮＳＫＯＶも解散した。新たに制定された身体障害者給付法では、戦争障害者は労災犠牲者と同等に扱われるようになり、支援制度の非軍事化が推し進められていった。第八章は戦後の西ドイツを対象に戦争障害者支援の「実態」に迫った意欲的な章である。一九五〇年の連邦援護法では、家族の介護が得られる場合は支援の適用外とされたこともあり、戦争障害者の現実の姿は男性稼得者モデルから完全に逸脱していた。一九六〇年代になると、戦争障害者の不可視化はさらに進む。家族の破綻（離婚）といった危機が生じ、第二波フェミニズム運動の影響も受けながら夫婦／家族関係の再編がみられた。終章では、戦争障害者研究の課題と可能性に触れつつ、本書の議論がまとめられる。著者によれば戦争障害者支援を国が補償する社会国家システムはヴァイマル期には確立をみた。二一世紀を迎え、軍隊や戦争障害者を取り巻く状況は大きく変化したものの、戦争障害者の社会復帰を促す、すなわち社会生活への再統合をめざすという「労働による自立」原則は現代まで受け継がれているという。

特殊なナチ党統治期も含め一九世紀半ばから二〇世紀半ばまでの約百年を視野におさめた本書は、戦争障害者という観点からみたドイツ福祉国家形成史としてだけでなく、この時代の国家や社会のあり方を通史として描き出したドイツ現代史として読むことができる。対象は戦争と福祉にとどまらず、医療、技術革新、教育、職業訓練、家族、ジェンダー、身体、スポーツと多岐に渡っている。二重の意味で周縁化された精神障害者への着目は、本書の議論に厚みを与えているだけでなく、特殊なナチ党統治期をとらえる切り口としても有効に機能している。

本書が描き出しているのは、戦争を契機として生み出された障害者支援の理論モデルの一貫性と、理想と現実のはざまで、戦後も長い戦いを強いられた戦争障害者たちの「葛藤」である。そのため、叙述から浮かび上がる戦争障害者の姿はプリズムのように多面的である。彼らは戦争の英雄として称揚され、政治利用されると同時に、国家による補償に依存する弱者として周縁化された。また、自立への道を懸命に歩もうとする彼らは、戦後復興や再生のシンボルとしても機能したが、敗戦というネガティブな「過去」の象徴でもあった。経済の波や政治体制の変化に翻弄される存在であるからこそ、戦争障害者というプリズムを通して、各時代におけるドイツ社会の諸相が浮かび上がってくる。

本書は戦争障害者支援を支えた理念や法を分析した手堅い実証研究であるだけでなく、そうした法システムと「現実」との乖離のなかに、時代に翻弄された戦争障害者やそれを支えた家族の「生」を読み取ろうとするものである。障害認定や就労の「実態」はどうだったのか。社会は戦争障害者にどのようなまなざしを向け、社会復帰できない障害者を支えた家族はどのような苦難を経験したのか。そして当事者は戦争障害者

としての自己をどのように認識し、戦後をいかに生き抜いたのか。本書のタイトルに「社会史」の語が入る所以である。

大戦研究という枠組みにおいても本書は多大な貢献をなしている。戦争障害者への補償や支援は戦後に本格化するため、本書の議論は第一次世界大戦より戦間期、第二次世界大戦より占領期に重きがおかれており、従来の大戦研究とはいわばネガ／ポジが逆転しているのが特徴である。「戦時」に限定されない議論は、両大戦を接続し、この時代を通史として描くことを可能にしただけでなく、戦争障害者にとどまらない「障害者」一般への視点の拡大にも寄与している。

本書の意義や功績は枚挙に暇がないが、イギリスを中心に大戦史・ジェンダー史を研究する立場から、いくつか論点を提示してみたい。まずは、著者がドイツの障害者支援を貫く柱であったと指摘する「労働による自立」原則、すなわち戦争障害者に可能なかぎりの就労を促し、社会復帰を目指すという支援のあり方は、どの程度「ドイツ的」でありえたかという問題である。むろん、著者はこうした原則をドイツに特有のものであったと主張しているわけではない。よって、ドイツの戦争障害者をめぐる制度や言説は、他国と比較したとき、どのように特徴づけることができるのかと問い直したほうがいいかもしれない。たとえば本書では、労災認定の基準が戦争障害者認定に援用されたことが指摘されているが、これはドイツ特有の現象なのか。さらに、「敗者であること」は、どの程度ドイツの戦争障害者支援のあり方に影響を及ぼしたのか。

評者が研究対象とするイギリスでも、第一次世界大戦中に戦争障害者に対する国家補償が整備されている。戦争障害者に支給される年金はあくまで収入の補助と位置づけられ、経済的再統合が第一義とされるなど、理念的にはドイツと大きな違いはない。イギリスの独自性は理念ではなく、戦争障害者支援の大部分を民間のチャリティがカバーしていたという運用の方に求めることができる。ドイツでは、結果的に自立がかなわない戦争障害者が別の福祉の恩恵にあずかったり、民間の支援の対象となったりすることはなかったのだろうか。国家補償という形での戦争障害者支援は単独で機能したのか、それとも生存保障というより広いセーフティネット（総体としての福祉）のなかで機能したのかという問題は、福祉国家の生成過程を論じる本書にとっても論点となりうるのではないだろうか。

次に提起したいのは、「戦争障害者」というカテゴリーの自明性と、カテゴリー内の差異をめぐる問題である。戦争障害者の中核を占め、研究上も「把握」が容易なのは、公的補償の対象者や互助組織への入会者というカテゴリーであろう。しかし、公的援助の対象とならなかったり、資格をはく奪されたりした者も存在したであろうし、戦争障害者として明確な自己意識をもち、権利獲得や互助に主体的に参加した者ばかりともかぎらない。なかには、元兵士（除隊者）という自己意識を強くもつ者、あるいは、より広い障害者という括りに自己同一する者もいたであろう。元兵士、障害者、戦争障害者といった複数のカテゴリーは、どのような関係・重なりを有していたのだろうか。また、精神疾患者が戦争障害者のなかで周縁化されていたことは本書でも繰り返し指摘されているが、戦争障害者内部にもある種のヒエラルキーが存在したと考えられる。たとえば障害や自立の度合いは国家への犠牲や貢献とどのように関連づけてとらえられたのか。戦争障害者というカテゴリー内の差異という観点から、不況でも好況でも「取り残される」彼らと社会との関係や分断について再考する余地はないだろうか。

戦争障害者は、国家への貢献と依存という両義性をもつがゆえに、そ

のマスキュリニティ（男らしさ）もまたアンビバレントな性格をもつ。稼得者として家族を扶養することができない戦争障害者は、たしかに理想的なマスキュリニティ像から逸脱する存在であったが、彼らが自らのマスキュリニティの「回復」のために、健常者とは異なる形でのマスキュリニティを構築することはなかったのだろうか。R・コンネルが展開するマスキュリニティの複数性、階層性、可変性をめぐる議論に触れるまでもなく、[1] ある種の周縁性を抱える男性集団が特有のマスキュリニティを構築することで、支配的なマスキュリニティ観に修正を迫る事例は少なからずみられる。たとえば大戦期のイギリスでも、戦争障害者には「わずかな恩給で自立する労働者」というマスキュリニティ像が強制されていた。年金省に送られた陳情書を分析したJ・メイヤーは、戦争障害者たちが不服申し立てという行為を通して、「国家のために自らの健康と未来を捧げた英雄」、「家族のために年金受給という権利を要求する父や夫」という新たなマスキュリニティ像を立ち上げたことを明らかにしている。[2] 同様の現象が両大戦期のドイツでどの程度確認できるのかはわからないが、社会が戦争障害者にどのようなまなざしを向けたかだけでなく、戦争障害者自身が自らをどう認識し、何を考え、どう行動したかに迫ろうとする本書にとって、戦争障害者による対抗的マスキュリニティの構築という問題は、彼らの「主体性」に迫る上でも一つの論点となりうるだろう。

本書の射程は戦争障害者支援を含めた戦後処理が一応の決着を見た一九六〇年頃までであるが、終章では新たな戦争障害者が生み出された一九九〇年代にも言及されている。国や地域による違いはあるものの、九〇年代は両大戦を頂点とする「国民軍の時代」が終焉を迎えた時期とも重なる。その後、ヨーロッパを中心に徴兵制を廃止する動きが広がり、女性への職域拡大という形で軍隊内のジェンダー統合が加速した。また、貧困層や移民といった弱者が軍事要員の供給源となり、業務が民間に委託されるなど、軍事のアウトソーシング化も進行している。[3] そうした意味で軍隊は、かつてのように国民をつくる場でも、マスキュリニティを涵養する場でもなくなりつつあると言えるのかもしれない。「ポスト国民軍時代」の戦争障害者は、もはや戦争という業務に伴う「労災」の補償対象に過ぎないのか。さまざまな意味でのマイノリティを内に抱えた今日の軍隊や社会のなかで、両大戦期の英雄像から乖離した戦争障害者は何を経験し、何を表象するのか。国や時代を超えて、本書が投げかける問題はきわめて重い。

注

（1）レイウィン・コンネル（伊藤公雄訳）『マスキュリニティーズ――男性性の社会科学』新曜社、二〇二二年。

（2）Jessica Meyer, *Men of War: Masculinity and the First World War in Britain*, London: Palgrave Macmillan, 2009.

（3）佐藤文香『女性兵士という難問――ジェンダーから問う戦争・軍隊の社会学』慶應義塾大学出版会、二〇二二年。

（はやしだ　としこ・奈良女子大学教授）